

議員全員協議会会議録

平成29年3月21日

宮古市議会

平成29年3月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(3月21日)

| | |
|-----------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のための出席者 | 2 |
| 議会事務局出席者 | 2 |
| 開 会 | 3 |
| 説明事項(1) | 3 |
| 協議事項(1) | 7 |
| 協議事項(2) | 8 |
| 協議事項(3) | 9 |
| 協議事項(4) | 10 |
| 閉 会 | 11 |

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成29年3月21日(火曜日) 午後2時45分
場 所 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

- (1) 中期財政見通しについて

〔協議事項〕

- (1) 台風等豪雨被害に対する提言(案)について
- (2) 政務活動費における旅費の考え方の見直しについて
- (3) 宮古市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- (4) その他

出席議員（22名）

| | | | | | |
|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 1番 | 今村 | 正君 | 2番 | 小島 | 直也君 |
| 4番 | 佐々木 | 清明君 | 5番 | 白石 | 雅一君 |
| 6番 | 鳥居 | 晋君 | 7番 | 中島 | 清吾君 |
| 8番 | 伊藤 | 清君 | 9番 | 内館 | 勝則君 |
| 11番 | 佐々木 | 重勝君 | 12番 | 須賀原 | 千エ子君 |
| 13番 | 高橋 | 秀正君 | 14番 | 橋本 | 久夫君 |
| 16番 | 工藤 | 小百合君 | 17番 | 坂本 | 悦夫君 |
| 18番 | 長門 | 孝則君 | 19番 | 佐々木 | 勝君 |
| 20番 | 落合 | 久三君 | 21番 | 竹花 | 邦彦君 |
| 25番 | 藤原 | 光昭君 | 26番 | 田中 | 尚君 |
| 27番 | 加藤 | 俊郎君 | 28番 | 前川 | 昌登君 |

欠席議員（3名）

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 10番 | 北村 | 進君 | 15番 | 古館 | 章秀君 |
| 23番 | 坂下 | 正明君 | | | |

説明のための出席者

説明事項（1）

| | | | | | |
|-----------------|----|----|------|----|-----|
| 総務部長 | 滝澤 | 肇君 | 財政課長 | 若江 | 清隆君 |
| 財政課 副主幹兼財政係長 | 箱石 | 剛君 | | | |

議会事務局出席者

| | | | | | |
|------|----|----|----|-----|----|
| 事務局長 | 野崎 | 仁也 | 次長 | 佐々木 | 純子 |
| 主査 | 菊地 | 政幸 | | | |

開 会

午後 2時45分 開会

- 議長（前川昌登君） ただいまから議員全員協議会を開会します。
ただいままでの出席は22名でございます。会議は成立しております。

○

説明事項（１） 中期財政見通しについて

- 議長（前川昌登君） それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

説明事項の1、中期財政見通しについてを説明願います。

滝澤総務部長。

- 総務部長（滝澤肇君） それでは、財政見通しにつきまして、ご説明いたします。

今回の財政見通しにつきましては、現時点における今後10年間の見通しとして、通常分と震災対応分に別けて作成しております。内容につきましては、財政課長から説明申し上げます。よろしくお願いたします。

- 議長（前川昌登君） 若江財政課長。

- 財政課長（若江清隆君） それでは、早速ではございますけれども、資料の方ですけれども、今回も通常分と震災対応分と分けて作成してございます。1ページ及び2ページが通常分と震災対応分を合わせた見通しでございます。3ページ及び4ページが通常分の見通しでございます。5ページ及び6ページが震災対応分の見通しとなっております。なお、見通しの作成にあたりましては、今後、経済情勢がどのように推移するのか、見極めるのは困難な状況でありますことから、経済情勢が、現状で推移するとの前提で算定しております。また、震災対応分につきましては、復興計画の推進計画に基づき、現時点で見込めるもので算定しております。

それでは、通常分の見通しからご説明いたしますので、3ページをご覧くださいと思います。

なお、平成29年度につきましては、当初予算案の額を基本とし、平成28年台風第10号の災害復旧費の未計上分を加え、平成28年度からの繰越事業及び繰越金はないものとして算定しております。

それでは、3ページの歳入からでございます。

歳入の地方税ですが、市民税個人均等割及び個人所得割につきましては、人口減少等を考慮いたしまして緩やかに減少するものとして推計しております。また、国の方針に基づき実施している、東日本大震災からの復興財源を確保するための臨時措置、市民税に500円引き上げている分ですけれども、これが平成35年度で終了する分の減額を見込んでおります。

法人市民税のうち法人均等割は、平成29年度は台風第10号の影響による減収を見込んだものの、平成30年度以降、過去3年間の実績により推計いたしまして、平成33年度以降、復興工事関係事業所の減を見込んでございます。また、法人税割につきましては、平成29年度に課税標準の減額を見込みまして、平成30年度に税率の引下げ分を見込み、平成31年度に課税標準の減額を見込み、以降同額として算定してございます。

固定資産税の土地につきましては、被災住宅用地及び被災代替住宅用地の減免措置等が続くことから、当分の間、税収の回復が見込めないものの、平成29年度以降緩やかな増加を見込んでおります。一方、家屋につきましては、平成28年度は台風第10号の影響による減収を見込んだものの、平成29年度以降住宅の新築による緩やかな増加を見込んでおります。

続きまして、次の地方譲与税等でございますが、地方譲与税のほか、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金及び交通

安全対策特別交付金を含んでございます。この中で、地方消費税交付金につきましては、地方消費税率が、平成31年10月から現行の1.7%から2.2%に増税となる分を見込んでございます。なお、増税に伴う駆け込み消費は考慮しないで算定してございます。それから、この地方消費税交付金以外の地方譲与税、各交付金等につきましては、平成29年度以降同額で見込んでございます。

続きまして、地方交付税でございます。

地方交付税のうち普通交付税につきましては、市町村合併に伴う特例措置の減額分と人口減少を考慮するとともに、平成31年10月からの地方消費税率の増税分を見込んでございます。また、臨時財政対策債につきましては、県に提出する財政見通し作成ルールに沿いまして、平成30年度以降も継続するものとして算定しているところでございます。特別交付税につきましては、平成30年度以降、一定額で見込んでおります。なお、普通交付税につきましては、市町村合併に伴う交付税算定の特例期間が終了することから、平成27年度以降、段階的に縮減されますが、平成28年度に引き続き平成29年度においても、地方財政計画において、見直しが示されたところでございます。見直しの内容といたしましては、平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成27年度又は28年度に見直しを行った事項について、引き続き段階的に交付税の算定に反映されることとなります。また、平成26年度に創設された支所に要する経費に係る補正につきまして、旧市町村地域における交通手段確保、あるいは景観保全等に要する経費を増額することによる補正を拡充するなど、平成29年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映されるということになります。

一方で、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組みとして、トップランナー方式を反映した、交付税算定の見直しが行われてございます。

次の歳入の国庫支出金でございますけれども、投資的経費充当分につきましては、総合計画等を基に算定してございます。扶助費充当分につきましては、歳出の見込みと同様に平成31年度及び平成32年度は、地方消費税交付金の増額を考慮し一定の増額とし、その他の年度は0.3%の伸びとして算定してございます。その他につきましては、平成31年度までは、総合計画等により算定し、平成32年度以降は同額としております。

続きまして、県支出金でございますけれども、県支出金も国庫支出金と同様に投資的経費充当分、あるいは扶助費充当分、その他の経費分。これらについて見込んでおります。通常分につきましては、県費では各種選挙執行経費、国勢調査等の臨時的経費を見込んで算定してございます。

それから、次の繰入金でございます。繰入金は、高齢化対策基金、地域創造基金等の繰入を見込んだほか、市勢振興基金の繰入については、ふるさと寄附金と同額を見込んで算定してございます。平成32年度以降は、復興計画が終了いたしますので、復興基金及び教育支援基金の繰入を見込んでございます。また、各年度における財源不足額を財政調整基金及び市債管理基金で調整してございます。

それから地方債でございますが、総合計画等を基に算定してございます。臨時財政対策債は、先ほど地方交付税のところでご説明したとおり、平成30年度以降も継続するものとして算定してございます。

その他の収入でございますが、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金及び諸収入を含んでおります。このうち、分担金及び負担金は、平成29年度以降同額としております。使用料及び手数料は、平成32年度以降、災害公営住宅の使用料を見込んでございます。財産収入は、平成29年度以降同額とし、寄附金は、ふるさと納税分として、毎年度1億円を見込んでございます。諸収入は、平成32年度以降、災害援護資金貸付金償還金の収入を見込んでございます。

つづきまして、下段の歳出でございますけれども、人件費でございます。こちらは、人事担当課の計画に基づき、一定の減額を見込み算定してございます。算定にあたっては、平成29年度の平均職員給与等人件費839万円を用いて算定してございます。

それから扶助費でございますが、高齢化の進行や社会福祉サービスの拡大などを考慮いたしまして、毎年度0.3%の伸びを見込んでおります。ただし、平成31年度及び平成32年度は、地方消費税交付金の増額を考慮いたしまして、一定の増額をみこんでおります。

公債費でございます。公債費は、特定財源の見込まれます災害援護資金貸付金及び災害公営住宅整備に係る分につきまして、平成31年度までは震災対応分に計上いたしまして、復興推進計画の終了いたします平成32年度以降は通常分に計上しているところでございます。公債費の算定にあたりましては、今後発行予定分について、現在の状況を勘案し、平成29年度までの借入利率を1.0%で、平成30年度から平成32年度までの借入利率を1.3%で、平成33年度以降の借入利率を1.5%で試算しております。償還のピークは、平成36年度の見込みでございます。

普通建設事業費でございますが、総合計画等を基に算定しております。なお、通常分におきましては、平成30年度以降の災害復旧費は、見込んでございません。

繰出金でございます。こちらは、一定の減額を見込みまして、平成32年度以降同額としております。

その他経費ですけれども、こちらには物件費、維持補修費、補助費、積立金、投資及び出資金・貸付金を含んでおります。

物件費につきましては、平成31年10月からの消費税増税分を見込むとともに、公共施設の復旧・復興を考慮し、平成30年度までは一定の増額を見込んでおります。加えまして、平成32年度には、震災対応分から移行いたします災害公営住宅の管理費や被災者支援に係る経費等も見込んでおります。また、人口減や公共施設の再配置等による経費節減分3%を見込むとともに、各選挙費用や国勢調査、固定資産税の評価替等の臨時的経費を見込んでございます。

維持補修費でございます。維持補修費には、予備費も含めていますが、公共施設の復旧・復興や老朽化等を考慮し、一定の増額を見込んでございます。また、平成32年度には、予備費を現在の5,000万円から震災前の2,000万円に戻す減額に加えて、震災対応分に係る施設分の増額を見込んでおります。

補助費等でございますけれども、補助費等は、平成30年度以降、広域行政組合の施設改良費や台風第10号に係る生活再建の補助金等の減額を見込むとともに、広域行政組合負担金の増減を加えて計上してございます。

積立金でございますけれども、積立金のうち市債管理基金積立金は、起債償還に充てる県補助金、漁港整備事業ですとか下水道整備事業等ですが、これを基金に積立てるもので、平成30年度以降3,000万円を計上してございます。また、各年度の剰余金は、財政調整基金に積立てております。

投資・出資・貸付金でございますが、平成29年度以降同額としてございます。

次に4ページをお開きいただきたいと思います。

財政調整基金及び市債管理基金の残高見込み及び地方債残高見込みを記載してございます。地方債残高は、前年度の見込みに対し増加しておりますが、これは、平成28年台風第10号に係る災害復旧事業債の増額によるものでございます。

以上が通常分の財政見通しとなりますが、市税収入が震災前の水準に戻っていないことや、人口減少等の問題もありますことから、今後における財政の見通しに留意するとともに、将来を見据えた行財政運営が必要に

なるものと考えているところでございます。

続きまして、震災対応分につきましてご説明申し上げますので5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページでございます。この表は、震災対応分の財政見通しでございます。なお、平成32年度以降も継続される教育支援金事業等は、平成32年度以降の分を通常分に計上しているところでございます。

平成28年度は、平成27年度からの繰越分を含んだ決算見込みでございますが、震災対応分につきましては、補助金や特別交付税等で実施できる見込みとなっております。平成29年度につきましては、基本的に当初予算案の額を基本としております。平成28年度からの繰越事業及び繰越金はないものとして算定してございます。

歳入につきましてご説明申し上げます。

特別交付税は、復興交付金事業、災害復旧事業、職員派遣等に係る経費を見込んでおります。このうち平成29年度の18億3,500万円は、今まで震災対応分として交付された震災復興特別交付税の過大分等が、精算されるものと見込み、減額後の額になります。今まで震災対応分として交付された震災復興特別交付税の過大分等が、平成27年度決算時点で、財政調整基金に25億5,500万円ほどあるものと見込んでおります。

次の国庫支出金及び県支出金につきましては、復旧・復興事業の見込みに合わせた歳入を見積もったものでございます。

続きまして繰入金でございますが、繰入金のうち財政調整基金繰入金の平成29年度から31年度分は先ほどご説明いたしました震災復興特別交付税の過大分等の精算のための繰入を見込んだものでございます。復興基金のうち、国県から交付された約98億円は、平成31年度には使い切るものと見込んでおります。なお、残り約10億円は、平成32年度以降、通常分に移行します。それから教育支援基金でございますが、平成32年度以降、通常分に移行し継続されます。復興交付金基金は、復興推進計画に基づき見込んでいるところでございます。

次に平成28年度の繰越金は、平成27年度からの繰越事業に係る補助金等で、平成29年度以降は見込んでございません。

次の地方債でございますが、災害援護資金貸付金、中心市街地拠点施設整備事業、津波避難路整備事業に係る地方債を見込んだところでございます。

次に歳出についてご説明いたします。

人件費は、派遣職員、任期付職員のほか、被災者支援等に従事する職員の人件費でございます。

それから扶助費は、教育支援金のほか、被災した児童・生徒に係る就学援助費でございます。

公債費は、特定財源が見込まれる災害援護資金貸付金及び災害公営住宅整備事業に係る公債費を計上してございます。

普通建設事業及び災害復旧事業は、復興推進計画に基づき計上しているところでございます。

繰出金は、公営企業の復旧・復興事業に係る繰出金でございます。

その他経費は、被災者支援事業に係る物件費、利子補給等に係る補助費、災害援護資金に係る貸付金、仮設住宅や災害公営住宅に係る維持補修費でございます。

次に6ページをお開き願います。基金でございます。

教育支援基金につきましては、平成32年度以降も通常分で事業が継続され、ご覧のような残高で推移するものと見込んでございます。

復興基金につきましては、平成32年度以降、通常分に移行いたします。

復興交付金基金の残高は、今後の事業実施により変わっていくものと考えてございます。

以上、最初にご説明申し上げましたが、この資料は、総合計画及び復興計画の推進計画に計上されました事業等に基づき作成したしました現時点における財政見通しでございます。今後、事業スケジュールや事業費等が変更になることも予想されますので、その辺についてはローリングの中で調整させていただくこととなります。この他、国の震災復興に対する支援の動向等も注視しながら、今後の財政見通しを立てていかなければならないものと考えているところでございます。

以上が、財政見通しの概要になります。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について質疑等があれば挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 無いようですので、この件はこれで終わりたいと思います。

説明員は退席願います。

〔説明員退席〕

○

協議事項（１） 台風等豪雨被害に関する提言（案）について

○議長（前川昌登君） 次に協議事項の１、台風等豪雨被害に関する提言（案）についてですが、事務局より説明させます。

野崎事務局長。

○事務局長（野崎仁也君） お手元の台風等豪雨被害に関する提言（案）をご覧ください。

１ページをお開き下さい。

この提言につきましては、これまで各常任委員会で検討してきたものをまとめた内容となっております。

１ページの下から７行目のところから読んでみたいと思います。

この度の台風10号による豪雨被害を受け、市の災害復旧や防災等における課題等を整理し、今後の豪雨に対する防災や減災、市民の危険回避、被災者の支援及び早期の災害復旧などにおける市の取組むべき事項について、提言を行うものである。本提言については、各常任委員会の検討結果を基に宮古市議会としてまとめたもので、今後の台風などによる豪雨に対する市の取組みに反映されるよう、当局の迅速な対応を期待するものである。ということで、提言について市の取り組みを求めているといった内容でございます。

それでは、次の２ページ、３ページをご覧ください。

この提言の構成ですけれども、まずⅠとして台風10号豪雨被害における課題ということで、災害復旧、防災・減災、被災者支援の各分野における課題の整理をしております。Ⅰの災害復旧に関しては５項目について。Ⅱの防災・減災については14項目。Ⅲの被災者支援についての課題は３項目を掲げております。

次にⅡとして、その課題を受けまして台風等豪雨災害への提言ということで、提言をまとめております。課題と同じように災害復旧に関する提言として、５項目の提言を行っております。それからⅢとして防災・減災に関する提言として、15項目について提言をしております。Ⅲの被災者支援に関する提言として、５項目を掲げさせていただきます。

なお、この提言につきましては市長に対して議長より、日程調整を行ったうえで提出をさせていただきたいというふうに考えておりますので、内容のご確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について何かご質疑があれば挙手願います。

今村議員。

○1番(今村 正君) 4ページの2の防災・減災の(8)、屋外で豪雨時の警報などの情報が伝わらない地域を解消するため、防災行政無線子局の増設を検討すること。と書いてありますが、私、今回も委員会でも話をしたのですが、子局だけでなく個別受信機も発言をさせていただきました。是非、全部付けろということではなくて、その検討も入れていただければありがたいのですが。

○議長(前川昌登君) 野崎事務局長。

○事務局長(野崎仁也君) この提言の内容は、各常任委員会が出されたものをまとめさせていただきました。事務局としての考えとか、そういったものはまったく入ってございません。ですので、あくまでそれを入れるのかどうかは、その常任委員会の判断ということになってございます。以上です。

○議長(前川昌登君) 防災行政無線の増設と何かというふうに加えればいいのか、検討の中身として。個別受信機も検討してもらいたいと、そういうことでどうですか。無理にそうしろということではなくて、提言です。総務常任委員会ですか。

○19番(佐々木勝君) 常任委員会の委員から意見を出してもらったんですけども、その中には個別受信機という話は無かったと記憶しております。そこは常任委員会では協議してないことなので、私の一存でどうのこうのという話ではありません。

○議長(前川昌登君) それもそうですね。皆さんどうですか。よろしいですか。

今村議員。

○1番(今村 正君) 聞こえない地域があります。風の向きとか建物とか、いろいろな条件がありまして、私が聞いて歩くと聞こえないからあきらめているところがあるんです。子局だけの問題でなくて。個別受信機は田老に行けばみんな付いているのですから、その部分の公平性なども含めて検討の材料に入れていただきたい。是非付けろとは言っていない。検討の材料に入れていただきたいのです。

○議長(前川昌登君) 個別受信機を入れるかどうかという…。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(前川昌登君) 佐々木勝議員。

○19番(佐々木勝君) この問題は今回の台風に関わる対策以外の部分でも検討しなければならない問題だと思いますので、あえてこれに盛り込まなくても後で常任委員会で協議すればいい話だと思います。それで納得してもらえればと思いますが。

[今村議員「了解」]

○議長(前川昌登君) はい。それでは今後の検討ということで、今村議員も了解をしたようですので、この件はこれで。このとおりの提言で。

他に何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前川昌登君) なければ、この件はこれで終わります。

○

協議事項(2) 政務活動費における旅費の考え方の見直しについて

○議長(前川昌登君) 次に協議事項の2、政務活動費における旅費の考え方の見直しについてですが、事務局より説明させます。

野崎事務局長。

○事務局長（野崎仁也君） 今回の政務活動費における旅費の考え方を見直しについても内容でございますが、現在の旅費の考え方の中には、昼食代についての規定はございますが、夕食代の規定が無い状況になってございます。現在の旅費、宿泊料、昼食代の算定なんですけど、これは宮古市職員等の旅費に関する条例、これを準用しております。県内で宿泊料は1万500円、県外1万3,000円という額が上限とされております。平成27年度の執行状況の方を確認させていただきましたが、宿泊料は、ビジネスホテルがほとんど利用されている部分になっていまして、だいたい宿泊料は7,000円くらい。朝食代は通常1,000円くらいだと思うんですけど、そうすると1万3,000円から8,000円を引くと、5,000円が夕食代として使える額になります。現在、そういう状況になっているんですけども、その5,000円というのが果たして一般常識から考えて夕食代として妥当な額なのかどうかということになるかと思えます。それで27年度の平均単価を確認させていただきましたが、宿泊料で7,068円。これは、すべて県外の宿泊となっております。夕食代の平均単価が2,326円となっております。最高額で3,167円という実績となっております。これから考えますと議員の皆さまは、だいたい3,000円が夕食代の常識的な額、3,000円以内というのが常識的な額というふうな意識でもって使われているのではないかというふうに伺えます。そこで提案なのですが、夕食代の上限というのを3,000円というふうに規定してはいかがかということで、協議をさせていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。以上です。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について何か質疑があれば挙手願います。

夕食代3,000円ということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 他になければ終わります。

○

協議事項（3） 宮古市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（前川昌登君） 次に協議事項の3ですが、この件は人事に関する案件ですので、議員全員協議会運営要綱第3条第1項の規定により、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 異議なしと認めます。

よって会議は非公開とすることに決定しました。傍聴者の方は、恐れ入りますが退場願います。

〔傍聴者退場〕

○議長（前川昌登君） それでは協議事項の3、宮古市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、事務局より説明させます。

野崎事務局長。

○事務局長（野崎仁也君） それでは、宮古市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、ご説明させていただきます。

宮古市選挙管理委員会委員につきましては、議会が選任するということになってございます。また、委員については4名、補充員についても4名、計8名を選任するということになってございます。議会が選ぶ委員につきましては、その所管が会派代表者会議になってございます。先週の16日に会派代表者会議で説明した内容になります。選挙管理委員の任期は今年の6月14日で任期満了となります。それに伴って委員を選任するという内容になります。

それでは、委員の候補者についてご説明いたします。

上から吉田昇さん。この方は司法書士になります。前期までは補充員をお願いしていた方になります。

宇野智謙さん。大沢恵美子さん。このお二人は前期に続いて委員をお願いする方でございます。

それから山口勉さん。この方は新規になります。市役所職員のOBで選挙管理委員会事務局の経験者でございます。

次に補充員候補者でございますけれども、第1から第4順位がふられていると思いますが、これは補充の順番になります。委員に何かあった場合に第1順位の方から、それぞれ補充になっていくという内容になってございます。

第1順位の宮城貞子さん。この方は先生のOBでございます。

それから第2順位の金澤恵一郎さん。この方は市役所のOBでございます。

第3順位の杉下一雄さん。この方は前期に続いて補充員ということになります。

第4順位の三浦泉さん。この方は新規になりますが、現在は主婦でございます。

以上、委員4名、補充員4名の方を選任したいということでございます。よろしくご審議願います。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について、何かご質問があれば挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 無いようですので、この件はこれで終わります。

なお、この件については、明日の本会議では氏名推薦というかたちで皆様にお諮りしたいと思います。

○

協議事項（４） その他

○議長（前川昌登君） 次にその他ですが、事務局より連絡があります。

野崎事務局長。

○事務局長（野崎仁也君） ここで、松本議員に係る資格審査の件に関して前にご連絡をいたしました。今現在についてお知らせするものでございます。

松本前議員から岩手県知事に対して、審査申立書が提出されておりますが、2月28日の議員全員協議会でそのことについては説明させていただきました。その後の経過等につきまして、報告させていただきます。

前回、松本前議員から口頭意見陳述の申し立てがあり、意見を述べる機会を与えられることになったときは、本市議会も出頭し、口頭意見陳述を行うこととなります。という説明をさせていただきました。3月6日に岩手県自治紛争処理委員から口頭意見陳述への出席要請がございました。それで3月9日に、岩手県公会堂で実施されました岩手県自治紛争処理委員会議の口頭意見陳述に、前川議長と事務局で出席をしてきました。

会議は、非公開でありましたので、詳しい内容につきましては、割愛させていただきますが、会議時間は40分程度で、そのほとんどの時間が、委員から松本前議員の申し立ての内容に対する質疑でありまして、本市議会に対する質疑はございませんでした。

今回の口頭意見陳述をもって、この事案に関する本市議会の対応は、終了したものと思っております。今後は、自治紛争処理委員の審理が終結し、裁決書が送付されるものと思っております。前回の議員全員協議会でも説明させていただきましたが、3月26日頃までには、裁決書が届くものと考えております。

次に、平成29年3月定例会において決定した茂市敏之議員の議員資格に関する決定に対する審査申立てについてでございますけれども、松本前議員と同様に、茂市前議員におきましても、市議会の決定に不服があるとし

て、2月28日に岩手県知事に対して、審査申立書の提出がございました。岩手県ではこれを受理しております。

岩手県における手続きにつきましては、松本前議員と同様となりますので、岩手県自治紛争処理委員から、3月17日に当市議会に対して、茂市前議員からの審査申立書が送付され、弁明書の提出を求められております。

この弁明書につきましては、3月28日までに提出するよう求められておりますので、現在、弁明書を作成しているところでございます。

なお、前回の議員全員協議会でも説明させていただきましたが、この審査申立てに関しては、あくまでも議会内部の情報ということで、その様な取り扱いをしていただきたいと思いますので、あらためてお願いいたします。

説明は以上となります。

○議長（前川昌登君） そのほか何か事務局からありますか。

佐々木次長。

○次長（佐々木純子君） それでは私からは、連絡事項が3点ございます。

まず1点目ですが、6月定例会日程についてでございます。

お手元に配付しておりますとおり、5月18日開会から6月2日閉会までの16日間を予定しておりますので、日程の確保についてよろしくお願いいたします。

次に、議会報告会についてでございます。

宮古市議会報告会実施要綱により、議会報告会は年1回以上開催することとなっております。去る3月16日開催の議会運営委員会で、例年5月後半に開催しておりました議会報告会は今回見送ることとし、次の開催は9月定例会終了後に行うことを決定いたしました。春の報告会は見送るということになります。その旨お知らせいたします。

最後に、政務活動費収支報告書提出のお願いでございます。

先進地調査や研修会に参加された方で、報告書を提出していない方はいらっしゃると思いますが、もし、提出していないという方がいましたら、早急に報告書の提出をお願いいたします。

また、市の財政規則上、補助金等の清算は3月末日までに行うこととなっております。既に今年度の支払いを終了している方が多数かと思われるので、できるだけ早く収支報告書の提出をお願いいたします。

併せて、新年度早々に先進地調査等を予定されている方がいらっしゃいましたら、政務活動費交付申請、及び政務活動費による行政視察計画書を早めにご準備いただきまして、4月に入りましたら提出くださいますようよろしくお願いいたします。この件について、ご不明なことがございましたら、事務局にお問い合わせください。

事務局からの連絡事項は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 事務局からの連絡事項はこれで終わるそうですが、不明の方はどうぞ事務局の方にお尋ねください。皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

閉 会

○議長（前川昌登君） なければ、これで議員全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後 3時30分 閉会

○

宮古市議会議長 前 川 昌 登